

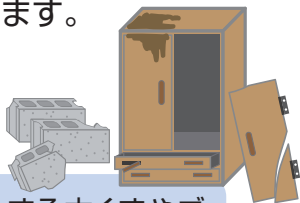
災害時のごみについて

災害時に発生する「災害廃棄物」の分別方法や出し方は、普段と異なります。
災害後のごみの出し方については、災害発生後3日以内に市がお知らせしますので、それに従って出してください。

災害時に発生するごみの出し方

災害時に発生するごみは、大きく分けて **災害廃棄物** と **生活ごみ** の2種類があり、それぞれ出し方が違います。

災害廃棄物



崩れた建物から発生する木くずやブロックなどのがれき、家の中で壊れた家具(片付けごみ)などがあります。



市が指定した種類に分別し、市が指定した場所に出してください。

生活ごみ



日常生活の中で生じる燃やすごみ・燃やさないごみ・資源ごみは、災害発生後の生活においても発生します。



通常の排出方法により、ごみステーションに出してください。

災害時にお願いしたいこと

家の中から生じた片付けごみを路上に積上げると、復旧作業中の車両が通行できなくなり、支障が生じます。



災害発生後3日以内に片付けごみの出し方をお知らせしますので、それまで自宅敷地内に保管してください。

家の中から生じた片付けごみを近所の公園等に投棄すると、現状回復に必要以上の時間と経費がかかります。



市が指定した場所(仮置場)まで、持ち込んでください。

路上に積上げられたり、公園等に投棄された災害廃棄物により、支障が出た事例



路上に混合状態で堆積した災害廃棄物



公園等に混合状態で堆積した災害廃棄物

出典:災害廃棄物フォトチャンネル(http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/)